

測量業務共通仕様書 新旧対照表

改 定 前 (令和4年10月)	改 定 後 (令和5年10月)
<p>第103条 受発注者の責務</p> <p>受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p>	<p>第103条 受発注者の責務</p> <p>1. 受注者は契約の履行に当たって調査等の意図及び目的を十分に理解したうえで調査等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満足するような技術を十分に発揮しなければならない。</p> <p>2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。</p> <p>3. 受注者は、測量業務の適正な実施のために必要な技術的能力の向上、情報通信技術を活用した測量業務の実施の効率化等による生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。</p>
<p>第105条 測量の基準</p> <p>測量の基準は国土交通省の定める「公共測量作業規程」(以下「規程」という。)第2条の規定によるほかは調査職員の指示によるものとする。</p>	<p>第105条 測量の基準</p> <p>測量の基準は<del>国土交通省の定める</del>「福岡県公共測量作業規程」(以下「規程」という。)第2条の規定によるほかは調査職員の指示によるものとする。</p>
<p>第110条 担当技術者</p> <p>2. 測量作業における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p>	<p>第110条 担当技術者</p> <p>2. 測量<del>業務</del>における担当技術者は、測量法に基づく測量士又は測量士補の有資格者でなければならない。</p>
<p>第112条 打合せ等</p> <p>5. 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p>	<p>第112条 打合せ等</p> <p>5. 打合せ<del>(対面)</del>の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。</p>
<p>第139条 保険加入の義務</p> <p>受注者は、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p>	<p>第139条 保険加入の義務</p> <p>1. 受注者は、雇用保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</p> <p>2. 受注者は、現場作業が発生する場合は、法定外の労災保険に付さなければならない。</p>